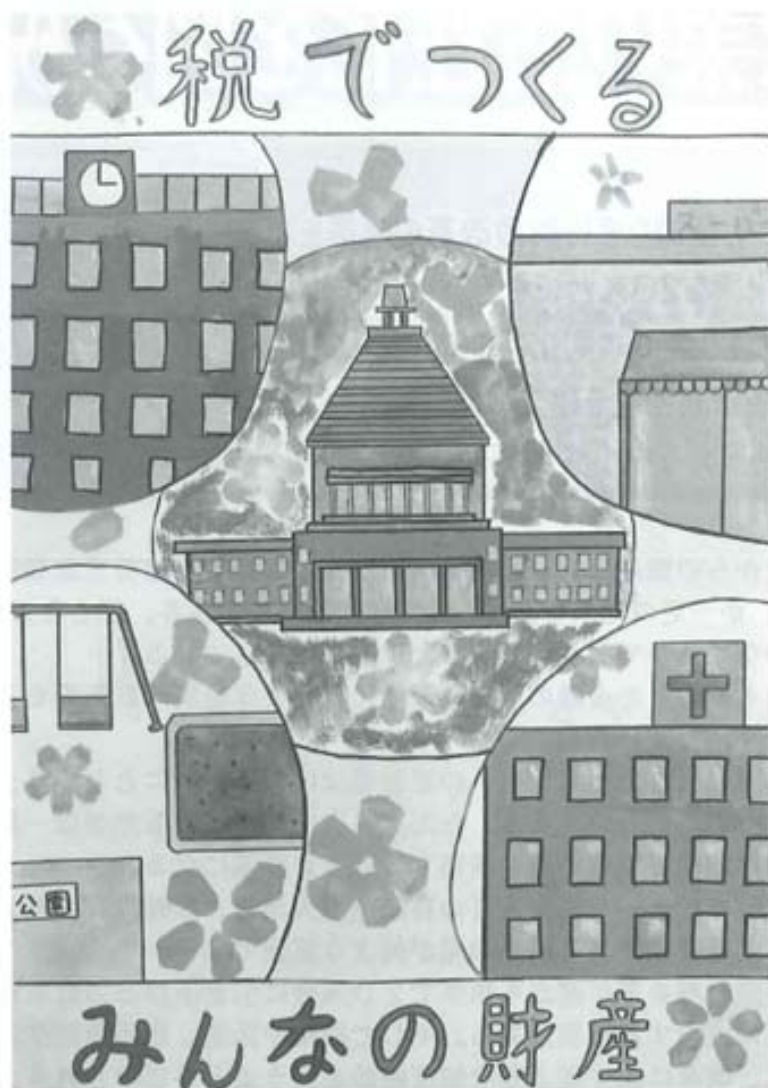


# 法人ニュース胆江

第17号 平成27年1月



2014 小学生による税のポスター展 金賞作品  
奥州市立水沢小学校 6年 渡辺 英美里さん

今年もよろしく  
お願いします。  
けんた



公益社団法人胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4 TEL24-3141 FAX24-3148  
URL <http://www.tankou.jp> Mail [info@tankou.jp](mailto:info@tankou.jp)

法人会 平成27年度税制改正提言 届け、全国85万企業の声!!

# 厳しい経営実態を踏まえ、 中小企業の活性化を図る税制を!

## ■まだ道半ば。

国・地方とも聖域なき行財政改革の推進を!

■法人の実効税率を20%台に引き下げ、  
軽減税率も15%の本則化とする見直しを!

■本格的な事業承継税制を確立し、  
地域経済を支える中小企業に配慮を!



長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す安倍晋三政権による経済政策「アベノミクス」が一定の効果をあげ、景気は回復基調にある。肝心なことはこれをどう持続的成長につなげるかであり、まだまだ課題は山積している。

円安・株高をもたらした金融の「異次元緩和」は实体经济へ好影響を及ぼし、物価は着実に上昇傾向を示している。

本年4月の消費税引き上げも景気への悪影響はほぼ一時的にとどまり、価格転嫁も比較的スムーズに行われたといえよう。ただ、異次元緩和による効果は一段落しており、今後は経済の自律的な好循環構造を構築することが課題になる。

それにはようやく始まった賃金上昇の持続や個人消費、設備投資の拡大が必要であり、それらを後押しする実効性ある成長戦略が何より重要である。

政府は法人実効税率を来年度から数年で20%台に引き下げる方針を示している。まずはこれを着実に実行する必要がある。そして農業や医療、雇用分野などで打ち出した規制緩和策では、改革に値するような制度設計を行うことが求められる。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立では、2015年度の基礎的財政収支赤字半減という第一段階の目標達成は可能になったものの、20年度の黒字化目標に向けての道筋は描かれていない。歳出・歳入一体で取り組む明確な改革工程を示すことが不可欠である。

日本経済を取り巻く環境は中国経済の減速や続発する地政学リスクなど、依然として不透明感が拭えない。そうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業には、アベノミクス効果が十分に浸透していないうえ、エネルギーコストの上昇なども重荷になっており、さらなるきめ細かな対策が必要である。

## 平成27年度税制改正に関する提言(重点項目)

### 1. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

#### (1) 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

社会保障制度改革は急務であり、「重点化・効率化」によっていかに給付を抑制するかが重要である。その際には「自助」と「公助」の役割とその範囲を改めて見直すことが求められる。また、企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないことを求める。

#### (2) 行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のため、消費税が段階的に引き上げられる予定となっている。増税は国民に痛みを求めるものであり、その理解を得るためには政府・議会が「まず腕よりはじめよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。特に、国・地方における議員定数と歳費の削減、および公務員の人員と人件費の削減は急務であるとする。

#### (3) 財政健全化に向けて

聖域なき歳出削減が不可欠であり、その際には社会保障をはじめとした各歳出分野の削減目標を定め、その達成に必要な具体的方策と工程表を明示して着実に実行する。

#### (4) 消費税引き上げに伴う対応措置

- ①消費税率10%への引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。
- ②事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、税率10%程度までは単一税率が望ましい。

### 2. 法人税率の引き下げ

- (1) 法人実効税率20%台の早期実現
- (2) 中小企業の軽減税率15%の本則化と適用所得金額の引き上げ
- (3) 税率引き下げの代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

### 3. 事業承継税制の拡充

- (1) 「相続税および贈与税の納税猶予制度」について、要件緩和と充実
- (2) 親族外への事業承継に対する措置の充実
- (3) 事業用資産を一般財産と切り離した本格的な事業承継税制の創設



### 胆江法人会の要望活動

当会では11月26日、及川会長と菅原専務理事が、小沢奥州市長、佐藤奥州市議会議長宛に提言書を手渡し、要望活動を行いました。

今後、地元選出の国会議員小沢一郎議員にも同要望を行うこととなります。

## 税 国税局・税務署からのお知らせ

# 法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための 社会保障・税番号制度の概要

## 1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

具体的には、平成 28 年 1 月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。



## 2 個人番号及び法人番号について

平成 27 年 10 月から、個人番号及び法人番号が通知されます。

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に付番され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に付番・通知されます。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に付番され、国税庁から通知されます。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 法人番号の詳細な内容については、4ページをご覧ください。

## 3 個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を併せて行うことが必要となります。

※ 個人番号利用事務実施者が適当と認めるものなどによる本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。（<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>）

### 本人確認を行うときに使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
- 2 通知カード（番号確認）及び運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）

- ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
- ・ 個人番号カードとは、本人が市町村等に交付を申請し、通知カードと引き換えに交付を受けるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。



## 法定調書に関する事務での取扱い

### 1 社会保障・税番号制度導入後の主な変更点

#### (1) 法定調書への個人番号又は法人番号の記載

法定調書提出義務者は、平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書に、原則として支払を受けた方及び支払者等の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

#### (2) 支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際の本人確認

法定調書提出義務者は、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける際に、個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う必要があります。

#### (3) 法定調書提出時の本人確認

法定調書提出義務者が個人事業主の場合は、法定調書を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。）。

### 2 社会保障・税番号制度導入後に提出する支払調書のイメージ

平成28年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書					
支払者 届出住所	届出住所 氏名又は 名称	東京都千代田区麹町1丁目×番地△号			
区分	項目	支払金額	支払回数	支払期日	支払額
給与	報酬	240,000.00	1	9/30	98,016
料金	料金				
契約金	契約金				
賞金	賞金				
その他	その他				
合計					
支払者 届出住所	届出住所 氏名又は 名称	東京都千代田区大手町1丁目△番地□号			
区分	項目	支払金額	支払回数	支払期日	支払額
給与	報酬				
料金	料金				
契約金	契約金				
賞金	賞金				
その他	その他				
合計					

法定調書には、左図のように番号欄が追加されます。

また、法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出する方の個人番号又は法人番号の記載が必要になります。

※ 「個人番号又は法人番号」欄に12桁の個人番号を記載する場合は、左側の1マスを空けて、右詰めで記載してください。

(注) 左図は掲載日現在のイメージであり、今後、税制改正その他の状況により変更される場合があります。

### 3 番号制度導入後の番号記載の猶予規定

平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書には、支払を受ける方の個人番号又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、税法に告知義務のある一部の法定調書については、個人番号及び法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは個人番号・法人番号を記載しなくてもよいことになっています。（例：特定口座年間取引報告書）

### 4 法定調書の様式などの公表予定

法定調書、法定調書の合計表の様式及び光ディスク等により提出する場合の標準規格等は、順次公表していく予定です。

なお、給与所得の源泉徴収票は、現行のA6サイズからA5サイズに変更になるほか、本人交付用の源泉徴収票に支払者の番号は記載しないこととなっています。

～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務化されています。詳しくは、国税庁ホームページの「申告・納税手続」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。

## 源泉所得税に関する事務での取扱い

### 1 源泉徴収義務者が税務署に提出する書類の主な変更点

#### (1) 申請書、届出書等への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降に申請書、届出書等を税務署に提出する際に、源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

#### (2) 申請書、届出書等提出時の本人確認

源泉徴収義務者が個人事業主の場合は、申請書、届出書等を税務署に提出する際に、本人確認のため、個人番号カード等を提示していただく必要があります（郵送により提出する場合は、個人番号カード等の写しを添付していただく必要があります。）。

### 2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

#### (1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」への個人番号又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成 28 年 1 月 1 日以降、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

#### (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける際の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、個人番号の提供を行う給与所得者本人のみです（控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。）。

源泉徴収義務者が提出を受ける書類のうち、受給者が個人番号を記載する書類は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のほか、例えば、以下のものがあります。

- ・ 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ・ 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ・ 退職所得の受給に関する申告書
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注) これらの申告書についても、提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に源泉徴収義務者の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

## 特定個人情報の保護措置の必要性

番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

### 個人番号の利用制限

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

### 特定個人情報の提供制限等

#### 【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、本人などに対して個人番号の提供を求めることができますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求めることとなりますが、従業員等の営業成績管理等の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

#### 【特定個人情報の提供制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

例：従業員が出向により異動し、他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受け渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

#### 【収集・保管制限】

番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する者が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。

## 法人番号について

### 1 法人番号の指定

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、法人番号を指定します。

また、上記以外の法人又は人格のない社団等でも一定の要件を満たす場合には、国税庁長官に届け出ることによって法人番号の指定を受けることができます。

なお、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません。(個人事業者の方には、法人番号は指定されません。)

### 2 法人番号の通知

法人番号は、平成27年10月以降、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

(注) 設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。

### 3 法人番号の公表

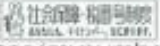
法人番号は、原則としてインターネット(法人番号の公表サイト)を通じて公表します。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報(①名称、②所在地、③法人番号)の検索やデータダウンロードを可能とします。

## ◎社会保障・税番号制度の詳細やお問い合わせは

### 社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせ

- ・内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> (マイナンバー)
- ・マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル) 0570-20-0178  
※ ナビダイヤルは通話料がかかります 平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

### 国税に関する社会保障・税番号制度(法人番号を含む)の最新情報

国税庁ホームページのトップページ下段の  をクリック  
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>  
 最新情報は、随時更新してまいりますので、お知らせコーナーをご覧ください



## 製品安全プラス

## 「おもてなし」の発想

日刊工業新聞社論説委員 岡田直樹

円安が追い風になっているのだろう。都心で外国人観光客を見かける機会が増えた。なかでも東京・秋葉原の電気街は、買い物袋を下げた観光客で賑わいを見せている。自然災害が相次ぐ日本に年間1000万人以上の観光客が訪れるのは、食も含め「ジャパンブランド」への揺るぎない信頼があるからではないか。日本製品そのものが観光資源なのである。

日本製品の信頼性向上への取り組みは、緩やかだが着実に進展している。今ではメーカーの製造物責任にとどまらず、流通事業者や消費者を巻き込み、サプライチェーン全体で安全という価値を生み出す動きが本格化している。その牽引車になっているのが、2014年度で8回を数える「製品安全対策優良企業表彰」（経済産業省主催）

である。製品安全に積極的に取り組んでいる製造事業者、輸入事業者、小売事業者をそれぞれ企業単位で公募する。評価の対象は各企業が取り扱う個々の製品の安全性ではなく、企業全体の製品安全活動である。

受賞企業には特典がある。製品のパッケージや包装紙などに「製品安全対策優良企業ロゴマーク」を表示し、製品安全対策の優良企業であることを宣伝・広報できる。ただし製品自体の安全性は評価の対象になっていないため製品本体には表示できない。14年度以降は、経済産業大臣賞もしくは金賞を3回以上受賞すると、「ゴールド企業ロゴマーク」を使用できるようになった。

製品安全対策は「守り」ではなく、収益向上や顧客拡大に直結する「攻

め」の施策だ。メーカーはかつて重大事故発生時の事後対策を主眼にしていたが、近年は設計段階からリスクを洗い出す。受賞企業からは「社員がより顧客目線を意識するようになった」との声も聞かれ、製品安全文化の醸成に一役買っているようだ。

製品安全対策は、少子高齢化が急速に進む地方の有り様とも密接に関わっている。

14年度に中小企業小売販売事業者部門で商務流通保安審議官賞を受賞したカインズ電器（山形県寒河江市）は、いわゆる「まちの電気屋さん」だが、地域の見守り役に徹することで大手家電量販店に伍していける信頼を築いている。

スタッフが独居老人や老夫婦のお宅を巡回して電化製品の正しい使い方を教えたり、危険性があると判断した場合は民生委員や遠方に住む家族と連携をとったりしている。雨戸やトイレの修理も引き受け、「まちの便利屋さん」と呼ばれることもあるという。

こうした地道な中小企業の取り組みは、日本企業がこれから高齢化を迎え

る国々の市場を開拓する際、サービス品質の「ジャパンブランド」になる可能性を秘めている。日本人が賑々と受け継いできた繊細で温もりのある「おもてなし」の精神にも通じるものがありそうだ。安倍政権が政策の目玉に掲げる地方創生においても、地域密着型の中小企業が培ってきた製品安全プラス「おもてなし」の発想に、有効な解があるかもしれない。

【筆者紹介】岡田直樹（おかだ・なおき）1984年、日刊工業新聞社に入社。中小企業取材を振り出しに、生命保険・損害保険・銀行など金融業界、半導体メーカーなど電機業界、NTTはじめ通信業界、経済産業省、金融庁を担当。その後、論説委員として工場災害や製品事故、防災（BCP）などに携わる。埼玉県出身。





# 小学生による 税のポスター展

青年部会の租税教育事業、小学生による税のポスター展が、十一月の税を考える週間にあわせて行われました。胆江管内の小学校六年生による二、五の力作がメイプル二階に展示されました。

また、水沢税務署長を始めとする審査員が選考し、優秀作品を表彰しました。金賞には水沢小学校の渡辺英美里さんが受賞し、このほど昔原青年部会長が同小学校を訪れ、賞状と記念品を手渡しました。

入賞作品は確定申告時期に水沢税務署に掲示されます。金・銀・銅賞は次のとおりです。

- 〔金賞〕 水沢小学校 渡辺英美里
- 〔銀賞〕 水沢南小学校 高橋 悠那
- 〔銅賞〕 佐倉河小学校 高橋 佳那
- 岩谷堂小学校 及川 真依

佐倉河小学校 高橋 佳那さん



岩谷堂小学校 及川 真依さん



水沢南小学校 高橋 悠那さん



受賞した水沢小学校  
児童のみなさん

## カメラレポート



社長大学 (12 / 18 クレーム対応講座)



青年部会・租税教室 (広瀬小学校)



青年部会・講演会 (前沢商工会館)



女性部会・県連研修の集い気仙地区大会

## 輝く! 女性講師による講演会のお知らせ

今をときめく女性お二人を講師にお招きし、講演会を開催いたします。

第1弾は、2月6日(金)の女性部会主催による講演会。IBCラジオ「のりこの週刊おばさん白書」でおなじみの、フリーランスアナウンサー「後藤のりこさん」が講師です。

第2弾は、2月24日(火)の社長大学第200回記念講演会。日経BP社Woman of the year 2013大賞を受賞した、町工場の星、ダイヤ精機代表取締役「諏訪貴子さん」が講師です。

どちらの講演会も、どなたでも受講できますので、多数ご参加ください。

### 女性部会講演会



**演題** 「のりこの放送見・聞・録」

**講師** フリーランスアナウンサー  
後藤のりこさん

IBCテレビ「のりこのスイスイサンデー」、IBCラジオ「のりこの週刊おばさん白書」「ワイドステーション月曜日」「にっぽんの歌」ほか出演中

**日時** 平成27年2月6日(金) 午後4時～5時30分

**場所** プラザイン水沢

**定員** 200名

**持ち物** 筆記用具

入場  
無料!

受講希望の方は事務局へ電話(24-3141)でお申し込みください。

### 社長大学第200回記念講演会



**演題** 日本のものづくりの未来を開く、町工場の“星”が語る  
「中小企業が生き抜くための  
経営改革と人材育成」

**講師** ダイヤ精機  
代表取締役 諏訪貴子さん

1971年東京都生まれ  
大学卒業後、ユニシアジェックス(現・日立オートモティブシステムズ)でエンジニアとして働く。27歳から32歳にかけて2度にわたり、ダイヤ精機入社・リストラ退社を経験。32歳(2004年)で父の逝去に伴いダイヤ精機社長に就任。新しい社風を構築し、育児と経営を両立させる若手女性経営者として活躍中。日経BP社Woman of the year 2013大賞(リーダー部門)を受賞。

**日時** 平成27年2月24日(火) 午後3時30分～5時

**場所** プラザイン水沢

**定員** 200名

入場  
無料!

受講希望の方は事務局へ電話(24-3141)でお申し込みください。

# 税務講演会・平成27年新年賀詞交歓会

**日時** 平成27年2月5日(木) 講演会 16:00  
交歓会 17:30

**演題** 「税務の現状はどうか」－課題は何か－

**場所** 水沢グランドホテル

**講師** 仙台国税局課税第二部次長

下條 三男 氏

**会費** 講演会無料、交歓会 5,000円

★お申し込み・お問い合わせは事務局までお願いします。どなたでも受講できます。多くのご参加をお待ちしております。



法人会では、平成26年分会社役員のための確定申告実務ポイント（A4版・全30ページ）の冊子を発行いたしました。

会社役員の方が確定申告する場合にどのような点に気をつけないといけないのか、所得税の基本的な仕組みだけでなく、役員の方に関わりの深い不動産貸付けや譲渡に係る税金、株式等の配当や譲渡に係る税金、会社と役員間の取引に係る税金などについて記しております。

無料で配布しておりますので、ご希望の方は事務局へお知らせください。

**冊子**  
**会社役員のための確定申告実務ポイント**  
配布しております

# 迎春

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ、会員企業とそのご家族の皆様へ安心をお届けしてまいります。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



**Affiac アフラック**  
(引受保険会社) (アメリカンファミリー生命保険会社)

アフラック盛岡支社  
〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13F  
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505  
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



法人会の経営者大型総合保障制度  
**広げよう  
 企業保障の  
 大きな傘を**

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
 昭和46年に発足し、  
 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
 これからも会員のみなさまを  
 お守りしてまいります。

**DJIDO 大同生命**

東北支社 岩手南宮支所/奥州市水沢区東町4番地  
 (ダイコー毛織館3F) TEL 0197-23-5619

**AIU AIU保険会社**

盛岡支店/岩手県盛岡市大通3-3-10  
 (七十七日生産ビル5F) TEL 019-653-1411



法人会のビジネスガード  
**Business Guard**



**会員企業をサポートする、AIUのリスクソリューション**  
 企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

法人会の  
**ハイパーメディカル**  
(ハイパー任意労災 メディカル特約)  
 病氣入院費用の上乗せ補償

会社で入る  
 医療補償

業務災害総合保険  
 疾病入院医療費用補償特約・  
 疾病入院医療保険金支払特約  
 等セット



法人会の  
**ハイパー任意労災**  
地震災害の  
 戻りカード  
 政府労災の上乗せ補償

地震災害の  
 戻りカード

業務災害総合保険  
 地震・噴火・津波危険補償特約  
 等セット

**充実の福利厚生サービス\***

- ハロー健康相談24
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス

\*本サービスは AIU 保険会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問合せください。

**AIU保険会社**  
 URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

盛岡支店

〒020-0022  
 盛岡市大通 3-3-10 (七十七日生産ビル5階)  
 TEL.019-653-1411 FAX.019-623-3541  
(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。